

# こんな時は・・・ **長崎県中小企業再生支援協議会** へご相談ください。



「売上が落ち込んできたなあ。このままだと資金繰りが厳しくなるぞ・・・」  
「思うように経営改善が進まないなあ。銀行の対応も厳しくなってきた。  
経営改善計画書の作成（修正）を求められているけど、どうしたらいいんだろう。」



「むかし失敗した事業の借入金の返済が大きいなあ。どうしても返済できるだけの  
お金をねん出できない。今までは、個人資産でなんとか対応できたけど・・・」  
「事業を続けるにはどうしたらいいんだろう。どこへ相談すればいいんだろう・・・」

## お問い合わせ・ご相談は TEL. 095-811-5129



★中小企業再生支援協議会とは、雇用維持や事業継続を目的とし、中小企業の再生に向けた 取り組みを支援するため、経済産業省が都道府県ごとに設置した公的機関です。

長崎県中小企業再生支援協議会は、雇用維持、事業継続などを目的とし、中小企業の経営改善に向けた取り組みを支援します。  
雇用維持・事業継続に対する強い意欲をお持ちの経営者の皆さま、  
早めのご相談が、早期の経営改善につながります。



### まずはお電話を！

#### 経営改善支援の流れ

- まずは、お電話で面談日時をご予約ください。【※融資斡旋や資金貸付などはおこなっておりません。】
- 事業案内や3期分の決算書など、事業内容や財務状況がわかる資料をご持参ください。

長崎県内の中小企業

事前  
予約

#### 第1次段階

相談  
無料

#### 窓口相談

- 経営者様が抱える経営課題、問題点等、詳しい相談内容をお聞かせください。
- 課題・問題点の解決に向けて、適切なアドバイスを行います。
- 必要に応じて関係支援機関や支援施策を紹介します。  
※経営改善支援センター、商工会議所・商工会他、各種支援機関と連携して行います。



■長崎県中小企業再生支援協議会 所在地  
〒850-0031 長崎市桜町4番1号  
長崎商工会館3階

さらに「改善計画」を作成して  
金融機関との調整が必要とあると  
「協議会」が判断した場合

#### 第2次段階

#### 「個別支援チーム」による 経営改善計画策定支援

- 改善計画の策定支援  
※必要に応じて専門家（中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士等）を活用します。
- 企業で作成した計画については、当協議会にて検証を行います。
- 関係金融機関、保証協会等との調整を行います。



- 計画策定後も、定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを行います。

※改善計画策定支援（検証）は専門家への費用負担が発生する場合があります。